

沖縄県立南部工業高等学校 運動部活動に係る活動方針

1. 基本方針

南部工業高等学校の運動部活動に係る方針は、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び沖縄県「運動部活動等の在り方に関する方針」をもとに、生徒の心身の健全な成長と教職員の働き方改革の観点から、運動部活動の在り方を示すものである。

本方針の中で、本校の運動部の活動時間及び休養日の設定、その他適切な運動部活動の取組に関する事柄を示し、生徒の発達段階や競技レベル等を踏まえ運動部の活動が最適に実施されることを目指す。

2. 運動部活動の基本的な考え方

(1) 運動部活動の位置づけ

運動部活動は、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、学校教育の一環として位置づけ、教育課程との関連を図りつつ、効率的・効果的な取組となるよう実施する。

(2) 運動部活動の指導目標

一人ひとりの生徒が活動を通して、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むとともに、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育む。

3. 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針策定等

ア. 校長は、沖縄県「運動部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度、「運動部活動に係る活動方針」を策定し、各運動部の「年間の活動計画」の指導・是正を図る。

イ. 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。

(2) 教職員の負担軽減

ア. 部活動顧問の複数配置（ワークシェアリングによる負担軽減）し、部活指導による負担軽減を図るとともに、長時間の時間外勤務による過重負担の顧問に対し面談を実施する。

イ. 専門的指導者がいない部活動や他の部活動顧問の負担軽減の観点から、外部指導者の活用を図る。

4. 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア. 指導にあたっては、生徒の心身の健康管理と事故防止の徹底を図り、体罰・ハラスメント行為の根絶を徹底する。また、夏季の運動部活動においては熱中症防止の徹底を図る。

イ. 活動内容については、生徒とのコミュニケーションの充実による意欲の向上と、生徒が主体的に取り組む力の育成を図りながら、短時間で効率的・効果的な質への転換に努める。

ウ. 運動部顧問は、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニングを導入し、生徒の発達段階に応じながら、短時間で効果が得られるような活動に努める。

(2) 安全管理の徹底

- ア. 校長は、重大事故発生時に対応できるよう、心肺蘇生法等の研修を実施する。
- イ. 運動部顧問は、事故の未然防止のため、施設や設備および用具等の点検を日常的に実施する。

5. 適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動については、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下ように基準を設定する。

(1) 学期中の休養日

- ア. 学期中の休養日は、原則として週当たり2日以上の休養日を設ける。
- イ. 平日は、少なくとも1日を休養日とする。
- ウ. 週休日は、土曜日・日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。

ただし、大会等により、週休日に活動する必要がある場合は、休養日を平日に振り替えることができる。(例えば、土日の両日に大会が実施された場合、平日に休養を取るなど、翌週又は月単位、学期単位等での運用などで対応する。)

(2) 長期休業中の休養日

長期休業中の休養日については、生徒が学習や十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の長期休養期間を設けることについても配慮する。

(3) 活動時間

- ア. 一日の活動時間は、平日は長くとも2時間程度、休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。
- イ. 定期試験日の1週間前から終了前日まで原則として活動中止とするが、公式試合等が試験終了後1か月以内にある場合、あるいは県代表として全国・九州大会に出場する部については学校長の許可を受けることとする。活動時間の規定については別に定める。

(4) 下校時刻

- ア. 活動時間に合わせて終了時間を設定し、完全下校時間の厳守に努める。
- イ. 生徒が安全に帰宅できるように、日没時間や気象状況を考慮する。

6. 参加する大会等の精選

運動部顧問は、高体連主催や関係競技団体主催などにより多くの大会が開催されていることから、生徒の教育上の意義や心身の健康および学習時間確保を考慮し、参加する大会等を精選するよう努める。

7. その他

文化系および工業系の活動については、上記の「3. 適切な運営のための整備体制」「4. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進」「5. 適切な休養日等の設定」に準じた取扱いとする。

上記方針は、令和元年9月1日より実施する。